

コーポレートガバナンス・ コード対応後の

特別企画

スポーツビジネス

地平線 解雇の金銭解決制度

2016海外法務ニュース

(第38回)2015年12月6日実施 ビジネス実務法務検定試験1級 > 問題・解説

株主との対話にどう取り組むか



三山銀

405-1001/092.441

活躍する公務員弁護士 銀5回 消滅可能性都市における公務員弁護士の 魅力~南さつま市での経験から

コーポレートガバナンス・コード対応後の 株主総会の実務

2016年株主総会の課題 	上田亮子	11
改正会社法・CGコード対応早見表	川瀬裕司	17
改正会社法・CGコード対応事例に基づく 招集通知・事業報告等の作成	伊藤修久	24
CGコード・内部統制システムに関する想定問答	雰 田寺	31
マーケットリスクを考慮した機関投資家対応	山崎直実	37
CGコードをふまえた役員報酬の説明責任対応	梅筍隆亮	44
社外役員・スタッフの準備と当日	中西和李	50
監査等委員会設置会社 移行時・移行後の総会対応	太子彙厚子	55

スポーツビジネスの法務

ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 大川原紀之(編集代表) 笠松航平(編集)

わか社でもなれる! スポンサー契約	签松航平/萱野 唯	64
ロゴ・マスコット・肖像を使いたい! ライセンス契約	花田行央/村瀬貴文	70
企業スポーツにおける選手契約	川井浩平/椿地俊二	75

MARCH 2016

地平線	解雇の金銭解決制度につい	。て 志社大学法学部・法学研究料 教授 上田道	夫 1
Trend Eye	五輪に向けて需要拡大 民	泊サービスの現状 東齊綜合法律事務所 弁護士 新聞祐一	Ω15 4
尖材帽桌	改正・施行情報をひとまとめ! 2016海外法務ニュース8週	石田雅	iš 80
	平成27年金商法改正における 外国籍ファンド規制強化と対	<b>1応手法</b> 鈴木誰輔/真蘋	int 89
	撤退まで視野に入れた 新興国	進出と現地マネジメント 角田進	109
	EUでのクラスアクションを トニー・ウッドゲイト	容易にする大改革 / クーン・ブラトー/押野雅史/柏木裕	介 125
Lawの適点	フォルクスワーゲンのコーポ 一法的舞画からの検討ー (下)	ペレート・ガパナンス 正井章	作 94
最終図 品 古川直振	6学ぶ 契約書のエッセンス 関係証	PICK UP 法律更携者 [建立规制级の教料機] 下検正清 137	
王 冷然…	型約款」の規定について 104	連用に関し規則・ガイドライン案を公表 森・濱田松本法律事務所 編 6	
第4回 於 相利	変わる売買契約 負債担・不可抗力条項、責任制限特約, 役替約をどのように修正するのか 114	第38回 ビジネス実務法務検定試験1級問 本試験問題 138	MR - MERC
第11回 流	原法の新視点 通市場の虚偽開示に基づく 行会社の民事責任	OTHER ISSUE 編集後記・次号のお知らせ 160	



# 撤退まで視野に入れた 新興国進出と現地マネジメント



赤坂国際法律会計事務所 弁護士 角田進二

新興国准出は、各企業の成長の鍵となっている。リスクを恐れて何もしないこと自体が 大きなリスクになっている。本稿では、親会社の経営に大損害を与えないためのサンク・コ スト(撤退等)の視点も交えつつ、新興国への進出その他の子会社の管理について述べる。

# 撤退から考える進出

#### 1 概 要

・言語の違い	・日本では得ることが できないメリットの 享受(各自の会社に
・文化の違い ・物理的な距離と時差 ・人事の硬直化 ・人員・予算の不足 ・人員・強を能の不足 ・内部のが機能の不足 ・汚職ができるができる。 ・大大の対象ができるができる。 ・大村のが、大ができる。 ・大村のが、大村のが、大村のが、大村のが、大村の、	まってそのメリット は異なる) ・新興国の経済の上昇 に伴う収益の向上 ・優秀な若い人材の確 保

新興国への進出のリスクには漠然とした不 安がある。その不安を具体的にし、サンク・ コストの観点で考えるとリスクがとりやす い。そこでまず撤退から入り、進出その他の 子会社管理について述べることとする。

#### 2 撤退の際の注意点

(1) 現地の人間にとって撤退は裏切り 撤退した秘密遵守が必要である。

親会社:社長、取締役、法務部 子会社: 社長、その他信頼できる幹部 会社の財産を毀損しないように、最大限の 具体的な手順が決まるまで秘密を遵守する。 必要な情報を確保し適正な判断ができるよ ・子会社と関係ない専門家を探す必要がある ことを想定する。

撤退手続を断行する際、適切かつ速やかに 処理をする必要がある。紛糾が予想されるた め、時間的余裕と財政的な余裕を持っておく 必要がある。

#### (2) 現地の専門家に注意

現地の専門家から撤退について漏えいされ る可能性があるので注意する。子会社と懇意 の関係になっている専門家に相談すると、子 会社の幹部に伝わる可能性がある。消滅する

予定の子会社とそれを決定する親会社とは, 撤退の場合利害が一致しないので,現地の専門家は難しい立場に立たされる。子会社から 利益を受けていることから,撤退に向けての 動きが緩慢になったりする。今後の付き合い を考えて,面識のある従業員に多くの補償金 を支払うことも考えられる。

さらに、現地の責任者と地元の専門家が共同して、両者がみずからの利益を図る可能性もある。そこまで悪質な専門家がいるのかという疑問があろうが、最悪の事態を想定して、安易に騙されないように手立てを打っておく必要がある。専門家から全部任せるように言われた場合、裏があると考えておいたほうがよい。

撤退時に適切な専門家を見つけるのは難しいので、早期に子会社と関係のない専門家と 懇意にしておくことが必要である。

#### (3) 地方政府等の対応

各企業は雇用を生み出すこと、税金という 形で貴重な収益源になっているということも あり、地方政府にとって大切な存在である。 そこで、撤退についてあらゆる手を使って妨 害する可能性がある。会社の持分等を地元に 安く売るようにプレッシャーをかけることも 考えうる。その場合、企業秘密の漏えいやブ ランドの乗っ取りの危険性がある。本社は、 地方政府がどのような性格か認識し、あらか じめ対応策を用意しておく必要がある。

地方政府等の対応のリスクについて進出時 に気付かない場合もあるが、子会社管理をす る際には調査をしておく必要があろう。撤退 の障害になりうる手続について知らないまま 経営が悪化してしまうと、本社側に不利な形 で物事が決まる可能性が高い。

#### (4) 環境汚染等の配慮

現地法人がいい加減な環境配慮をしている

と、環境汚染について撤退後も責任を取るように要求される可能性がある。財産的な余裕がないと、放置せざるをえない事態になる。放置する場合、現地政府、マスメディアやNGOなど環境団体からのクレームが日本まで押し寄せる可能性もあろう。環境法は刑罰を伴う規制であることが多く、本社の幹部が現地に赴くこともできない状況になりうる。

#### (5) まとめ

以上のような困難な状況を避けるために, あらかじめ撤退を念頭に置いた進出および子 会社管理を行う必要がある。経営状況が芳し くない子会社は,情報管理,人材,組織その 他すべてが上手くいっていないことが多い。 問題のある組織は,進出や子会社管理の段階 で躓きがある。そうした躓きを減らすこと が、子会社のリスク管理上必要となる。

## 3 進出の際の注意点

親会社および子会社の責任者の問題点は以下の通りである。

- ・お金を使えばよいものではない
- · 汚職
- パートナー選び
- ・ブラックマーケット1(地元民の優位性)
- ・優秀な人材の確保
- ・親会社の無理解
- ・子会社の説明がわからない

等

以上をふまえると、親会社が現地責任者を 決定する際の基準は以下の通りと考えられる<sup>2</sup>。

#### (1) 現地語の習得

現地の言葉も使えない場合現地に溶け込むことはできない。現地に溶け込むことができないということは、貴重な情報源を持つことができない。リスク管理もできない。

#### (2) 経営者としての自覚

自分が責任をとる覚悟を持つ。誰かに任せたから大丈夫という保証はまったくない。誰かの責任にしている限り物事は進まない。業者やパートナーは現地の基準で仕事をするので,責任を共有することは難しい。失敗して現地に滞在できなくなるのは自分である現実を直視する。現地の自分の存在の小ささを考慮したときに,それ相応のパートナーや業者しかいない現実に気付くはずである。みずからの理想と現実のパートナー等のギャップは明らかに存在する。その理想にたどり着くには,みずからの努力によりパートナー等に協力してもらう他ないはずである。

#### (3) 社員教育

部下には、創意工夫をしてもらい、自分の 頭で考えてもらう。経営者がいない状況でも 組織が強くなるには、多くの失敗を糧にみず から学んでもらう他ない。意欲のある人にみ ずから学び取ってもらうことで育て上げるこ とが規模を大きくするコツである。

#### (4) 採用基準の設定

採用については、自分の意見を言える人でなければ採用してはならない。意見が言えないということは自分に責任を持てない人である。また、自分の意見を述べたものの自分の本意に反する結論が決まったとしても、その決断に従い誠実に履行できる人を選択するべきである。相手を尊重し、かつ、自分の意見を言える人間を採用しない限り、経営者側の狭い見地でしかビジネスを見ることができず、見方を誤る可能性がある。カルチャーがあわないとミスマッチの可能性があるので、

カルチャーにあわない人はたとえ優秀でも採用しない。

さらに、内部でトラブルが起きることはできるだけ避けるべきである。信頼できる人から信頼できる人を紹介してもらうべきである。信頼できる社員から紹介してもらった社員は、紹介した人間をよく知っている。何か問題が発生したらその紹介した人にも累が及ぶ現実も紹介された人は認識している。その認識がある限り、会社に損害を与える可能性は低い。

以上の手法をとるときには、現地の最初の メンバーが信頼できる人でなければならない ことは言うまでもない。

#### (5) お金の管理

お金の管理は余程信頼できない限り任せない。仕事ができるようになり、信頼関係が構築され、かつ、会社の透明性が確保でき不正ができない環境にならない限り、任せるべきではない。会社で内紛が起これば、自滅の可能性が高くなる。そうした危険性をできる限り防止すべきである。

#### (6) 幅広い視点をもつ

協力者をオールジャパンで固めない。自分が生き残るためには何が最善かを考える。それは中国企業でもドイツ企業でも日本企業でも構わないはずである。そのためには、現地で何が起こっているのか常時把握し、コミュニティーに参加し、外国人のイベント等にも参加してみることである。

#### (7) 経済圏を意識する

日本のように海で囲まれている国は珍しい。

<sup>□</sup> 広辞苑によれば非合法な取引を行う市場とされているが、それだけにとどまらず税金を支払わない形での営利活動が幅広く行われている実態をこのように説明した。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 基準は、Digital Grid Solutions株式会社取締役秋田智司氏の助けを得た。ここで謝意を示したい。なお、当然のことながら、いかなる間違えも当職の理解不足によるもので秋田氏に起因するものではないことを付記する。

事実上国境が存在しないエリアも存在する。 よって、経済圏を意識するというのも、幅広 い視点を持つために必要である。

#### (8) 協力者との共栄

新興国において1人ですべて事業をするの は不可能に近い。協力者をコントロールする という目線では難しい。協力者になるように 巻き込み. 自発的に働ける環境を作っていく 必要がある。自分の一方的な目線では紛争が 起こるだけである。「以心伝心」的な甘えは ここでは通じない。Win-Winな環境を作るに はどうしたらよいのか真摯に考えていく必要 がある。語学の必要性については前述の通り だが、これを超えてどう信頼関係を築くかが ビジネスでは問題である。相見積りをとって 安いところに決めても信頼関係は築くことは できない。語学力が重要であるわけではな く、相手をどれだけ知り尽くし、どれだけ思 いやっているのかが大切である。

# 海外子会社管理のあり方

#### 1 親会社のあるべき視点

人間は物理的に距離があると不信感をいだ くか、興味を失うものである。紛争が起きる のは、例外なく関心を失い不信感を持ってい る時である。実際には遠隔地における子会社 の管理などできない。できるのは透明性を向 上させ危機管理をすることである。

親会社が報告を求めるということはよくあ るが、子会社としては何も現場を知らない人 間が介入してきたと思うだけである。海外子 会社と喧嘩しても、海外子会社にとって不利 益な情報を消去されるリスクが増すだけだ。

現場に近い人間は海外子会社の人間であり 彼らのほうが現場を知っている。親会社は重 要な情報は自動的にシェアできるようにした うえで、サポートに徹する必要がある。サポ ートに徹することで情報を収集し、何か問題 あったら、すぐに代表者を変えられるように 準備しておくことが必要である。

#### 2 信用という言葉を使うな

子会社が不祥事をおこした際, 信用という 言葉でごまかさないほうがよい。信用という 言葉は甘えに過ぎない。犯罪者を作らないシ ステムを構築すべきである。

## 3 マニュアルは現地のために作れ

マニュアルやルールを作っても、現場に合 致したものにならない可能性がある。現地の 意見も取り入れたうえで. 何度も試行錯誤す べきである。必要のない規制は従業員のやる 気をそぐ場合もあることに留意すべきである。

#### 4 みずから情報収集せよ

法律を現地の子会社の人間に聞くのは危険 である。的はずれの回答が返ってくる場合が ある。子会社としては、自分の都合のよいこ としか言わない場合もある。みずから情報収 集すべきだ。

それが難しい場合、日本にある現地の言葉 を理解する会計事務所や法律事務所とコンタ クトし、バックアップオフィスを完備しておく。

# 5 子会社の思惑による歪みの解消、子会社 の負担軽減のサポートシステム構築例

## (1) 裏切りを想定したスキーム作り

会社の代表者が、イエスマンを多く雇用す ることがある。専門家も自分好みの人にして しまうこともあるが、不正の温床になる可能 性がある。最初は小さく不正を行い、徐々に 大胆になる。新任の経営者が、最初は誠実に 経営しても、周りに巻き込まれ不正を許容し てしまう土壌を作ってしまう可能性があるの で注意を要する。

必要なのは裏切ることを前提にスキームを 作ることである。透明化を図り、いつでも他 の人間が引継ぎをすることができるようにす る。重要な文書は、親会社と共有するべきで ある。親会社も各国の法律の理解を深めてお くべきである。現地の会計事務所は、親会社 側も確保しておいたほうが望ましい。会計事 務所が、不正を見つけるパターンが多い。緊 急の場合を想定して、日本に通報してくれる 事務所を選定しておくとよい。

頃合いを見てデューデリジェンスを行う。 親会社の人間が数年に1回しか見回りに来な いレベルだと、代表者は情報を共有したいと 思わない。何も知らない人間に情報を提供し ても忘れるからである。デューデリジェンス を行い 必要な文書を確保し危機管理に備え ることが必要である。

また、代表者に休みを取らせる。代表者の 息のかかっていない人物に引継ぎをやらせ る。定期的にチェックを受けている運用があ れば 代表者も注意する。

#### (2) 現金についてはタッチさせない

銀行であれば、送金先等が明らかで不正な やり取りはできないが、現金にしてしまうと その流出先がわからなくなる。証拠がなけれ ば警察にも行くことができない。

代表者の責任追及する際に、子会社の管理 が杜撰だと救済も難しい。そこで、親会社側 としては「犯罪を作り上げてしまった親会 社が悪い」という気持ちで日々管理するくら いが望ましい。

親会社に子会社の従業員から通報という選 択肢はほとんどないと思っておいたほうがよ い(ただし、国によっては大量に来る場合も ある)。

#### (3) 研修のサポート

幹部だけ法律その他の遵守事項を理解する

だけでは 風涌しはよくならない。研修は、 悪事を働かせた人間に後ろめたさを持たせる 土壌を作る。または、悪事を働いた人間を正 当化せず、これ以上社員を巻き込まないシス テムを作り上げることができる。

時代は変遷しモラルは変わってくる。研修 により、モラルの変化に気付いてもらい、新 しい風を吹かせる。新しい風をうけた人間が. 監視して親会社に連絡をする形にすれば悪い 芽を早期に発見することが可能になる。

その他の工夫もあるが、紙面の都合上割愛

# 加 まとめ

撤退を予想して進出を考えることは少な い。しかし、戦略的なミス、内紛などさまざ まな要因によって撤退を余儀なくされる場合 がある。撤退の際、本社の人間と現地の社員 とでは利益が一致しないことのほうが多い。 その利益相反の状況を撤退間際に配慮するの ではなく、現地に気付かれないようにあらか じめ布石を打っておく必要がある。

角田進二(すみだ しんじ)

1999年早稲田大学法学部卒業。2003年弁護士登録 (東京弁護士会所属)。05年弁理士登録。06年南カリ フォルニア大学法学修士, Barg, Coffin, Lewis and Trapp LLP法律事務所において法律実務研修。11年 パリ弁護士会外国人弁護士実務修習課程履修。アフリ カ関連の著作として「アフリカ商事法調和化機構 (OHADA) における統一商事会社法の概要について (1) | 国際商事法務616号他。